

奈良県決定

廃タイヤの破碎を行う産業廃棄物処理施設の
敷地の位置について

次の付議案を提出する。

平成26年 2月 5日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 9 7 号

平成26年 1月29日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

廃タイヤの破碎を行う産業廃棄物処理施設の
敷地の位置について

(付議)

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議する。

第 3 号議案

廃タイヤの破碎を行う産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積
株式会社奈良リサイクル産業廃棄物処理施設	御所市大字池之内 528 番地の 1 の一部、528 番地の 2	985.34m ²

理由 御所市大字池之内（市街化調整区域）において、業務用の廃タイヤ（産業廃棄物）を破碎し、燃料用のタイヤチップに加工する既存工場（処理能力 4.8t/日、位置の制限を受けない産業廃棄物処理施設）について、処理能力を 5.2t/日に引き上げ、位置の制限を受ける産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 7 号に掲げる産業廃棄物処理施設）へ用途変更しようとするもの